

告 示

埼玉県告示第千三百八十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和二年十二月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇〇九―四三―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保七百七十九―一他百八筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 六千三百八十九立方メートル